

「教育・保育」量の見込み・確保方策について

1 基本指針に基づく策定方法

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画には、各年度における教育・保育の量の見込み及び実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容・実施時期を定めることとされている。

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針より】

1 量の見込みについて

各年度における、特定・教育保育施設及び特定地域型保育事業について、認定区分ごとの量の見込みと算定の考え方を示すこと。

設定は、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計することが基本であること。参酌標準として、市町村子ども・子育て支援事業計画における市町村間の広域調整を踏まえ、都道府県設定区域ごとの広域調整を行って定めること。

2 確保方策について

認定区分ごと、特定教育・保育施設(確認を受けない幼稚園を含む。)又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容・実施時期を定めること。

「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている平成29年度末までに、量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、確保方策を定めること。

3 需給調整の考え方

認定こども園、保育所の認可・認定は、計画上の需要と供給の状況に応じて以下のとおり。

需要(量の見込み) > 供給(確保の状況) 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

需要(量の見込み) < 供給(確保の状況) 認可・認定を行わないことができる(=需給調整)

既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

需要 + 「都道府県計画で定める数」 > 供給 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

2 区市町村調査結果(8月)

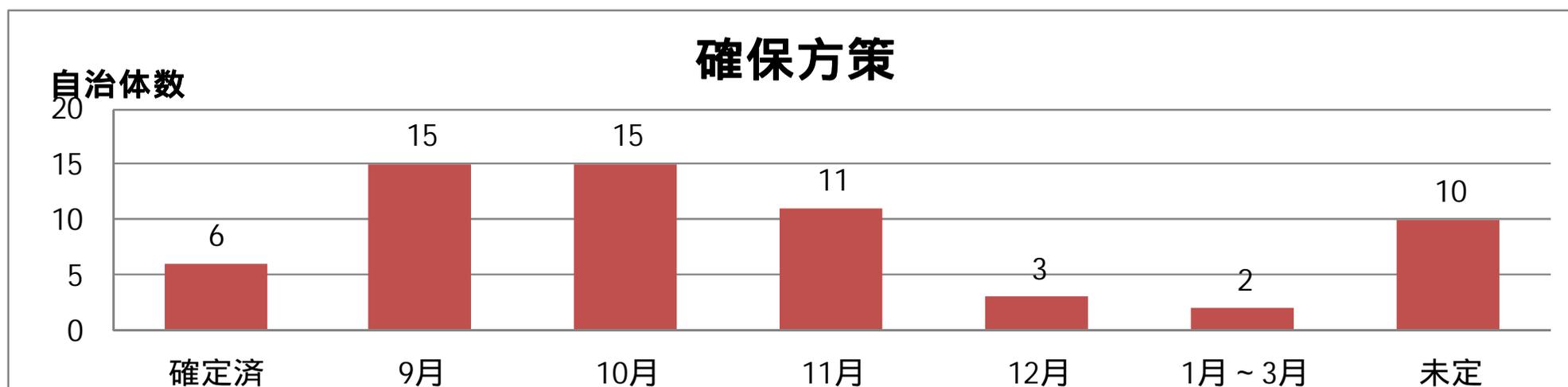
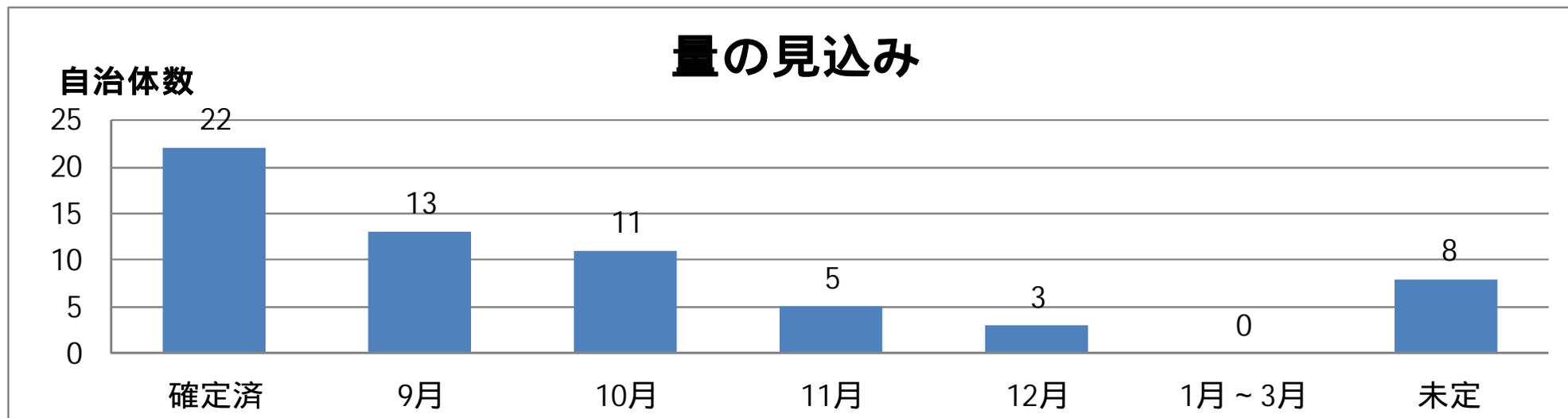
(1) 集計状況

都が定める「量の見込み」「確保方策」は、区市町村がとりまとめた数値が基本となるため、区市町村に対し、8月20日を提出期限とする調査を行った。

集計状況

		集計状況	
提出		62区市町村 ただし、調査項目によって、回答区市町村数は異なる	
	教育・保育	【量の見込み】 57区市町村 <u>提出が無い町村について、他町村のデータを基に推計し、都全体の合計値を算出</u>	【確保方策】 50区市町村 <u>提出が無い区市町村を除き、都全体の割合(量の見込みに対する確保方策の割合)を基に推計し、都全体の合計値を算出</u>

区市町村における「量の見込み」「確保方策」の検討状況(確定時期)



「量の見込み」「確保方策」とも未確定の区市町村が多いため、11月を目途に再度調査する予定。

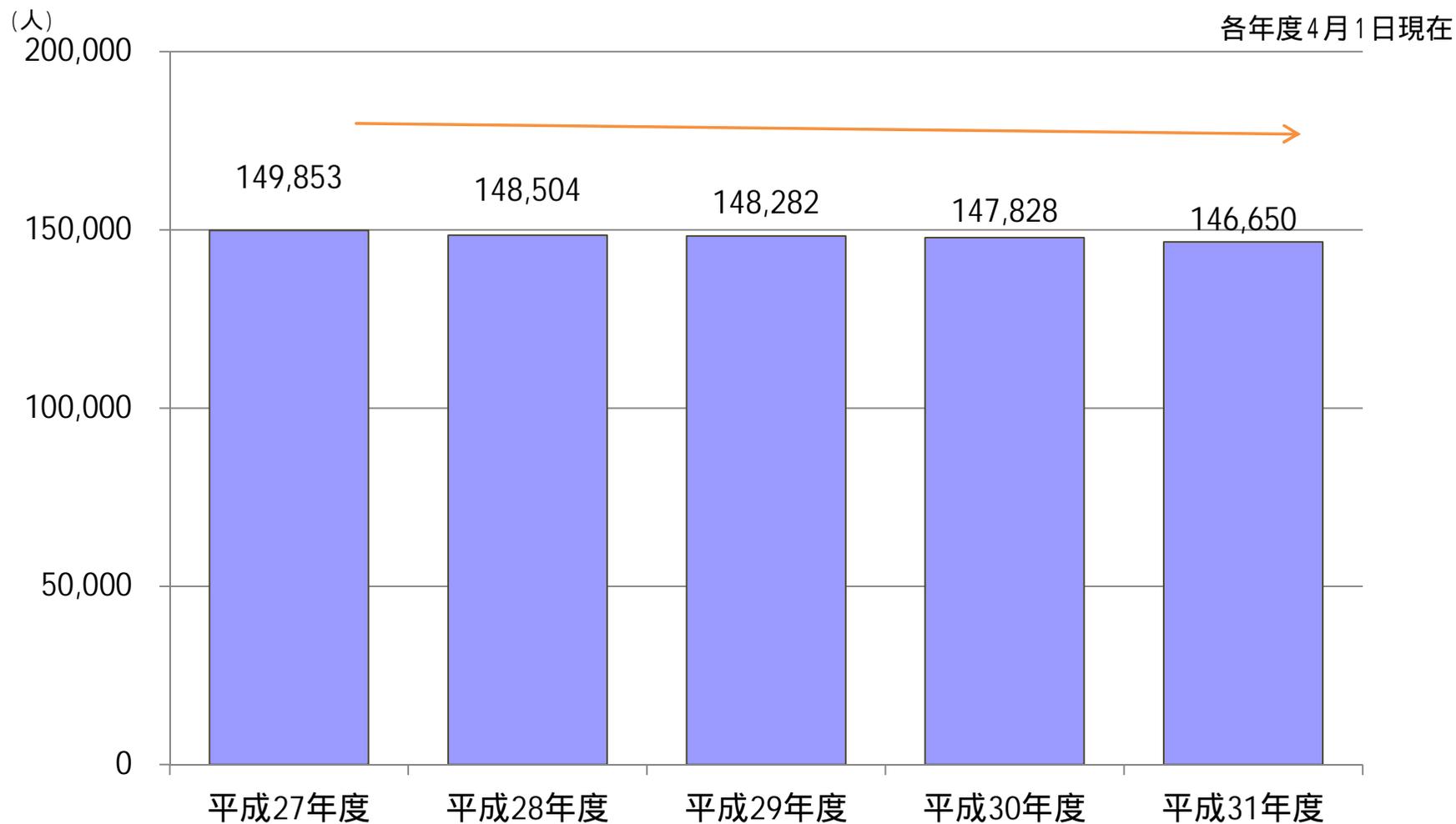
(2) 区市町村調査集計結果

ア 量の見込み < 1号認定 >

1号認定の「量の見込み」の合計は、減少傾向にある。

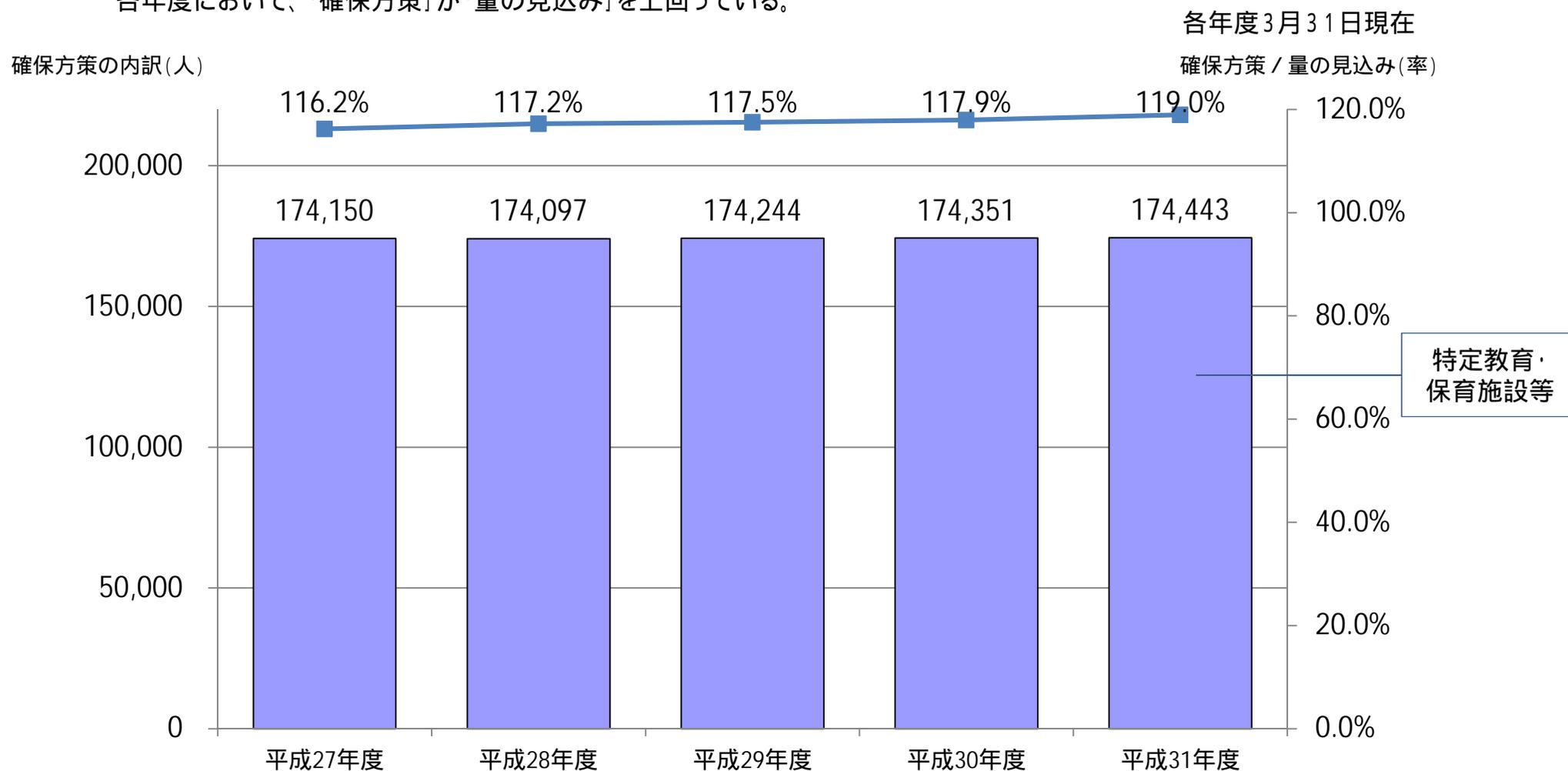
1号認定

3歳以上児で、幼稚園、認定こども園での教育を希望



イ 確保方策 < 1号認定 >

各年度において、「確保方策」が「量の見込み」を上回っている。



2号認定

3歳以上児で、保育所、認定こども園での保育を希望

3号認定

3歳未満児で、保育所、認定こども園、地域型保育での保育を希望

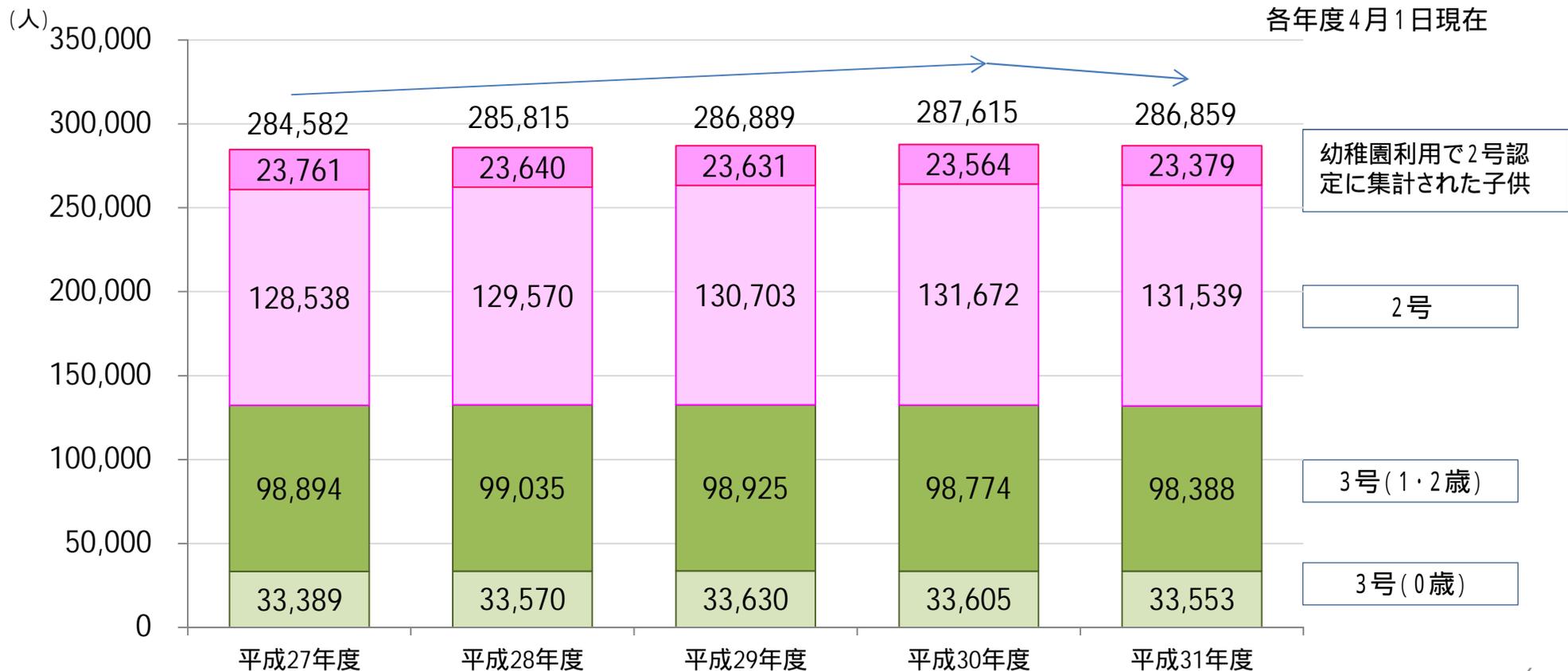
ウ 量の見込み < 2号認定 + 3号認定 >

都内全体の「量の見込み」の合計は、増加を続け、平成30年度にピークを迎える。（国は29年度をピークと想定）

「量の見込み」を基に、2号認定と3号認定の合計の利用意向率を算出すると、就学前児童人口の46%前後となる。現行の東京都保育計画では、潜在的な保育ニーズ量を44%と推計しており、近似している。

$$\frac{\text{2号認定} + \text{3号認定}}{\text{就学前児童人口}} = \text{約}46\%$$

量の見込みの算出方法として、世帯の就労時間が一定量を超える等、保育認定されうると判断される場合は、現在幼稚園を利用している家庭についても、2号に集計することとされている。

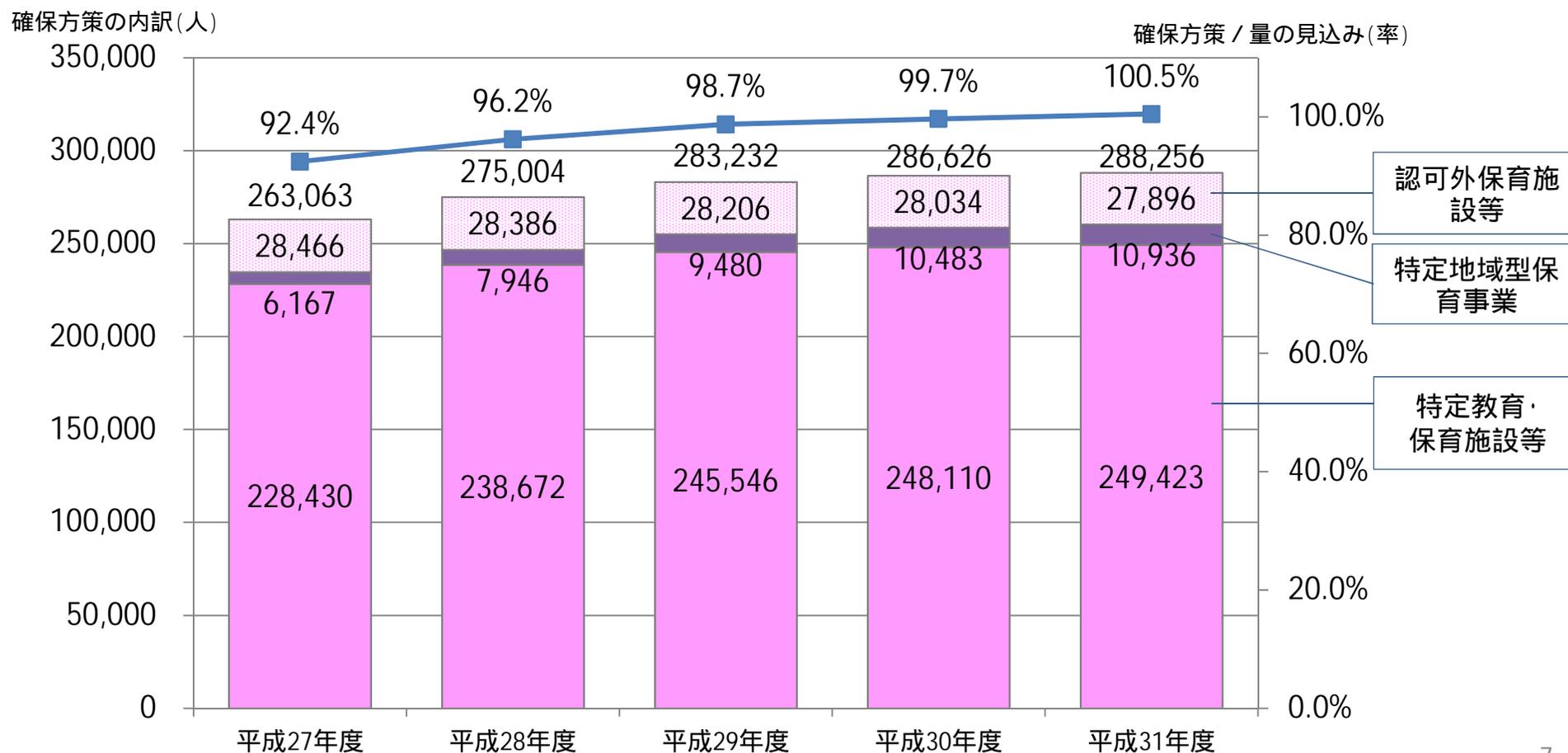


エ 確保方策 < 2号認定 + 3号認定 >

区市町村の保育サービス拡充に向けた取組により、「確保方策」は増加していき、平成31年度には「量の見込み」を上回る。

都が待機児童解消の目標とする平成30年4月1日現在で、「量の見込み」に対する「確保方策」の割合は、ほぼ100%となる。

各年度3月31日現在



3 都の「量の見込み」「確保方策」設定の考え方(概ねの案)

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定にあたり、各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期については、法施行前に認可・認定事務が開始されることに鑑み、法施行日の半年程度前までに概ねの案を取りまとめることが求められている。(基本指針第3_6_1)

< 設定の方法 >

都の計画は、区市町村における「量の見込み」「確保方策」を集計したものを基本とする。

都は、平成29年度末までの待機児童解消を目指しているため、平成29年度末に供給 需要となるよう設定する必要がある。

平成29年度末においても供給 需要とならない区市町村については、都の計画において量の見込みと同量の確保方策を設定する。

供給が需要を上回る計画になっている区市町村については、都の計画では量の見込みと同量の確保方策とするが、当該区市町村が認可・認定を求める場合については、原則として認可・認定していく。

教育・保育ニーズは就労環境の変化等による影響が大きいいため、必要に応じて基本指針第三の六の3に定める計画中間年(平成29年度)の見直しを行う。

今回の調査結果を基に、平成26～29年度までの保育サービス必要整備数を推計すると、約4万人分となる。

平成30年4月1日現在の量の見込み(2号認定+3号認定)	287,615人	a	} P6 参照
(内訳) 保育サービスを利用するものとして2号認定・3号認定に集計された子供	264,051人	b	
幼稚園利用で2号認定に集計された子供	23,564人	c	
平成26年4月1日現在の保育サービス利用児童数	234,911人	d	
平成26～29年度までの保育サービス必要整備量			
= (b-d) + C × 1/2	Cの半数は保育サービス利用のニーズもあるものと仮定して積算		
=29,140人 + 11,782人			40,000人

ニーズ調査の結果は区市町村において精査中であり、上記の数値は暫定値である。

(参考)教育・保育の「量の見込み」「確保方策」記載イメージ

都全域のほか、都設定区域ごとに集計

		27年度				28年度	29年度	30年度	31年度
		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳児	1・2歳児				
量の見込み		人	人	人	人
確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	人	人	人	人
	確認を受けない幼稚園	人			
	特定地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)			人	人
	認可外保育施設 (認証保育所など、一定の施設基準に基づき運営費支援等が行われている施設等)		人	人	人

< 参考 > 区市町村における「量の見込み」の算出方法について

【内閣府「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」より】

市町村子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成されることが必要。

そこで、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

国の手引きにより示された標準的な算出方法の概要は以下のとおり。

なお、各区市町村において、地方版子ども・子育て会議等の議論を踏まえ、「極端に現実的ではない数字の場合」に補正することや、独自の算出方法を用いることも可能とされている。

< 基本的な流れ >

現在家族類型の算出

父親・母親の就労状況から現在家族類型（ひとり親家庭など）を把握する。

潜在的家族類型の算出（1年以内）

現在家族類型に今後の母親の就労希望や教育・保育の利用状況・利用希望を勘案した潜在的家族類型を把握し、各潜在的家族類型の割合を算出する。

利用意向率の算出（計画期間（5年）据え置き）

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用状況・利用希望を勘案した利用意向率を算出する。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の需要見込みの算出（認定区分、事業別）

推計児童数、潜在家族類型の割合、利用意向率から需要見込みを算出する。